

令和8年度富山県会計年度任用職員（富山県美術館学芸員業務）募集案内

令和8年3月9日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職種	採用予定人員	職務内容	配属先
学芸員業務	1名	富山県美術館における展覧会の開催、資料の収集活動、教育普及活動の企画立案及び実施に関する業務	富山県美術館

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

(1)次に該当する方が応募できます。

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条の規定による学芸員資格を有する者

(2)次のいずれかに該当する方は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1)試験の日時等

1次選考	試験日	試験会場	内容
書類審査	3月16日（月）必着		応募資格及び必要となる専門的知識等の確認、仕事への取り組み意欲について

2次選考	試験日	試験会場	内容
面接試験	3月中旬 <富山県美術館> ※時間は申込者に別途連絡します。		主として人柄や必要となる専門的知識、経験等、業務能力についての個別面接

(2)合格発表

- ・1次選考 令和8年3月中旬に書面で通知します。
- ・2次選考 令和8年3月下旬に書面で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1)勤務時間等

- ・勤務日 週5日勤務（土日祝日を含むシフト勤務）
- ・勤務時間 原則として、午前9時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間。1日7時間勤務。業務の都合により、勤務時間を変更する場合がある）

(2)報酬 日額11,513円～11,620円

(3)諸手当 期末・勤勉手当

(4)費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5)社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

(6)休日等

- ・4週間を通じて8日間
- ・国民の祝日に関する法律による休日（土曜日を除く）に相当する日数

- ・ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ・ 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0806 富山市木場町3-20

富山県美術館 会計年度任用職員採用担当（TEL 076-431-2711）

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（富山県美術館学芸員業務）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県美術館 会計年度任用職員採用担当に提出してください。

ア	履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの）	1通
イ	学芸員資格証書の写し	1通
ウ	実績等調書（別紙様式）	1通
エ	書類審査課題（様式は任意・A4用紙1枚）	1通

これまでの経歴などを踏まえ、富山県美術館での当該業務の中で積極的に取り組んでみたい仕事についてまとめたもの

(3) 受付期間

令和8年3月16日（月）まで

・ 郵送による申込みは令和8年3月16日（月）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。

・ 持参される場合の受付時間は、原則午前9時30分から午後6時までです（富山県美術館休館日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ② 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ④ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥ 争議行為等の禁止（同法第37条）

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。